



夢に向かって









合志市立合志南小学校
学校だより 第8号
令和6年 7月 2日
文責 校長 土井昭子

学校教育目標 【郷土に誇りを持ち、未来を拓く心豊かな子どもの育成】

校内人権旬間の取組③人権集会 みんなが元気に幸せになるために

人権旬間のまとめとして学年集会、全校集会を行いました。発表してくれたみなさん！ありがとう！

<p>【1年生】</p> <p>困っているとき助けてくれて嬉しかったことや、傷つく言葉を言われて悲しかったことをしっかりと伝え合いました。</p> 	<p>【2年生】</p> <p>「ごめんねが嬉しかった」や、「気持ちを聞くよ」など発表することができました。仲良し2年生になるために頑張ろう。</p> 	<p>【3年生】</p> <p>学習をとおして自分が考えたこと、クラスで考えたことをしっかり伝えていました。たくさん手を挙げお返しをしました。</p> 
<p>【4年生】</p> <p>普段聞くことのできない友だちの悩みや辛さを知り、どのようにしていけばよいか、みんなで考えました。</p> 	<p>【5年生】</p> <p>自分のことをしっかりと伝えていきたい気持ちや、「平等」「違いを認める」「相手の気持ちを考える」など、発表しました。</p> 	<p>【6年生】</p> <p>互いを認め合う雰囲気の中で、学習をして思ったことやこれからのことを発表しました。真剣さが伝わりました。</p> 
<p>【全校での人権集会】</p> <p>人権委員会のみなさんが司会進行し、自分の感想も述べてくれました。子どもたちの中には、友だちを助けたり、遊ぼうと誘ったり、優しい面がたくさんあることが分かりました。しかし、苦手なことや失敗したことを笑ったり、イライラして友だちにあたったりすることもあるようです。いじめや差別につながるかもしれません。先生と子どもたち一緒に、みんなの力でなくしていきたいと思います。いじめや差別をしないなかまづくりに挑戦です。</p>  <p>人権委員会のみなさん</p>		

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例
(令和2年(2020年)6月29日熊本県条例第33号)の全文

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例(令和2年(2020年)6月29日熊本県条例第33号)の全文を掲載しています。

第1条 (目的)
この条例は、現在なお部落差別が存在するとして、部落差別の解消の推進に関する事項について定めることにより、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることにより、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることにより、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることとする。

第2条 (定義)
この条例において、部落とは、歴史的に、地理的に、経済的に、社会的に、部落と見做される地域をいふこととする。

第3条 (目的)
この条例の目的は、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることにより、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることとする。

第4条 (目的)
この条例の目的は、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることにより、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることとする。

第5条 (目的)
この条例の目的は、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることにより、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることとする。

第6条 (目的)
この条例の目的は、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることにより、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることとする。

第7条 (目的)
この条例の目的は、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることにより、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることとする。

第8条 (目的)
この条例の目的は、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることにより、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることとする。

第9条 (目的)
この条例の目的は、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることにより、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることとする。

第10条 (目的)
この条例の目的は、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることにより、部落差別の解消の推進に関する事項を定めることとする。

令和3年(2021年)3月 熊本県教育委員会

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年6月29日に施行された「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」をご紹介します。日本の歴史的過程の中で、何の責任もないのに著しく基本的人権を侵害されてきた差別の実態があります。第1条の冒頭「…現在もなお部落差別が存在する…」と明記してあるとおり、差別落書きやネット上での部落差別など今も起こっています。第2条には「…全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される…」と書かれてあり、当然のことです。誰もが願うことです。いじめや差別は、心の中にある予断や偏見が引き起こします。知らないことにより、誤った考えをしてしまったり、差別に気づくことができません。正しく知ることが大切です。昨年度、本校全職員で、この条例についても研修しました。今年度も繰り返し研修する予定です。